

石川県農林水産部業務成績評定要領

(目的)

第1条 石川県農林水産部業務成績評定要領は、石川県農林水産部が所掌する調査、測量及び設計に係る委託業務の適正かつ効率的な施行を確保し、業務に関する技術水準の向上に資するとともに、建設コンサルタント等の適正な選定及び技術者の指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、石川県農林水産部が発注する建設工事に係る業務のうち、原則として1件の契約金額が250万円を超える業務について行うものとする。
ただし、現場管理、保守点検等の役務的業務、単価調査業務、換地業務は評定の対象外とする。

2 評定は、次に掲げる業務の区分に応じて実施するものとする。

- (1) 地質調査、単純調査業務、測量作業
- (2) 調査業務、計画業務
- (3) 設計業務

なお、対象業務が複数の業務にまたがる場合は、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の評定をもって当該業務の評定とみなすものとし、これらの取り扱いは、評定を行う者の間で統一するものとする。

(評定内容)

第3条 評定は、各委託業務等の種別に応じ定められた各評価項目について行う。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 調査職員（第1次評定者）
- (2) 当該業務を所掌する事業担当課長（第2次評定者）
- (3) 検査職員（第3次評定者）

(評定の方法)

第5条 評定は、業務毎に独立して行うものとする。

- 2 評定は、別添「評定の基準」に基づき、評定者毎に独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、ひとつの業務の評定者となる調査職員及び検査職員がそれぞれ2人以上の場合は、それらの者が協議の上、評定を行うものとする。
- 3 評定結果は、別紙様式第1「業務成績評定表」に記録するものとする。

(評定の時期)

第6条 評定の時期は、調査職員及び事業担当課長は、業務が完了したとき、検査職員は、検査を実施したときとする。

(評価結果の提出)

第7条 検査職員は評価を行ったときは、速やかに業務成績評価表を作成し、主務課長または農林総合事務所長（以下「主務課長等」という）に提出するものとする。

(評価結果の通知)

第8条 主務課長等は、業務成績評価表の提出があったときは、当該業務の受注者に対して別紙様式第2「業務成績評価通知書」により、評価結果を遅滞なく通知するものとする。

(評価の修正)

第9条 主務課長等は、第8条の規定により評価結果を通知した後、かしの判明等により当該評価を修正する必要があると認めるときは、修正するものとし、修正した評価結果について当該業務の受注者に対し、遅滞なく通知するものとする。

(評価の保管)

第10条 業務成績評価表は、当該業務の設計図書に添付して保管するものとし、成績評価結果に係る資料は、各評価者が3年間保管するものとする。

(説明請求等)

- 第11条 第8条及び第9条による通知を受けた受注者は、通知を受けた日の翌日から起算し14日（「休日」を含む。）以内に、書面により、主務課長等に対して、評価の内容について説明を求めることができるものとする。
- 2 主務課長等は、前項の規定により評価の内容について説明を求められた場合は、速やかに、委託業務等成績評価に係る説明書（回答）により回答するものとする。

(再説明請求等)

- 第12条 第11条2項の回答を受けた者は、説明にかかる回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により、主務課長等に対して評価の内容について再説明を求めることができる。
- 2 主務課長等は、前項による再説明を求められたときは、農林水産部長（技術管理室長経由）に報告するものとする。
- 3 農林水産部長は、前項による再説明を求められたときは、石川県業務成績評価評価委員会の審議を経て、委託業務等成績評価に係る再説明書（回答）（様式第4号）により回答するものとする。
- 4 前項の石川县委託業務等成績評価評価委員会は、農林水産部請負工事成績評価実施要領別添2「農林水産部請負工事成績評価通知実施要領」にもとづき設置された、工事成績評価評価委員会と兼ねることができるものとする。
- 5 農林水産部請負工事成績評価通知実施要領の別紙1「農林水産部請負工事成績評価評価委員会規則」及び「農林総合事務所等請負工事成績評価評価委員会規則」における「工事」を「工事又は委託業務等」に読み替えることができるも

のとする。

附則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

【一部改定】平成31年4月1日から適用する。

【一部改定】令和元年10月1日から適用する。

【一部改定】令和2年4月1日から適用する。